

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用

・介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用

・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.47%		12.06%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満						
2	68,000	63,000	73,000	6,072.6	3,036.3	6,994.8	3,497.4		
3	78,000	73,000	83,000	7,119.6	3,559.8	8,200.8	4,100.4		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,166.6	4,083.3	9,406.8	4,703.4		
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,213.6	4,606.8	10,612.8	5,306.4	16,104.00	8,052.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,260.6	5,130.3	11,818.8	5,909.4	17,934.00	8,967.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,888.8	5,444.4	12,542.4	6,271.2	19,032.00	9,516.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,517.0	5,758.5	13,266.0	6,633.0	20,130.00	10,065.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,354.6	6,177.3	14,230.8	7,115.4	21,594.00	10,797.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,192.2	6,596.1	15,195.6	7,597.8	23,058.00	11,529.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,029.8	7,014.9	16,160.4	8,080.2	24,522.00	12,261.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,867.4	7,433.7	17,125.2	8,562.6	25,986.00	12,993.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,705.0	7,852.5	18,090.0	9,045.0	27,450.00	13,725.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,752.0	8,376.0	19,296.0	9,648.0	29,280.00	14,640.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,799.0	8,899.5	20,502.0	10,251.0	31,110.00	15,555.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,846.0	9,423.0	21,708.0	10,854.0	32,940.00	16,470.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,893.0	9,946.5	22,914.0	11,457.0	34,770.00	17,385.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	20,940.0	10,470.0	24,120.0	12,060.0	36,600.00	18,300.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,034.0	11,517.0	26,532.0	13,266.0	40,260.00	20,130.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,128.0	12,564.0	28,944.0	14,472.0	43,920.00	21,960.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,222.0	13,611.0	31,356.0	15,678.0	47,580.00	23,790.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,316.0	14,658.0	33,768.0	16,884.0	51,240.00	25,620.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,410.0	15,705.0	36,180.0	18,090.0	54,900.00	27,450.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,504.0	16,752.0	38,592.0	19,296.0	58,560.00	29,280.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,598.0	17,799.0	41,004.0	20,502.0	62,220.00	31,110.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,692.0	18,846.0	43,416.0	21,708.0	65,880.00	32,940.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,786.0	19,893.0	45,828.0	22,914.0	69,540.00	34,770.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,927.0	21,463.5	49,446.0	24,723.0	75,030.00	37,515.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,068.0	23,034.0	53,064.0	26,532.0	80,520.00	40,260.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	49,209.0	24,604.5	56,682.0	28,341.0	86,010.00	43,005.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	52,350.0	26,175.0	60,300.0	30,150.0	91,500.00	45,750.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	35,598.0	17,799.0	41,004.0	20,502.0	62,220.00	31,110.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	37,692.0	18,846.0	43,416.0	21,708.0	65,880.00	32,940.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	39,786.0	19,893.0	45,828.0	22,914.0	69,540.00	34,770.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	42,927.0	21,463.5	49,446.0	24,723.0	75,030.00	37,515.00
36	680,000	665,000	695,000	46,068.0	23,034.0	53,064.0	26,532.0	80,520.00	40,260.00
37	710,000	695,000	730,000	49,209.0	24,604.5	56,682.0	28,341.0	86,010.00	43,005.00
38	750,000	730,000	770,000	52,350.0	26,175.0	60,300.0	30,150.0	91,500.00	45,750.00
39	790,000	770,000	810,000	55,491.0	27,745.5	63,918.0	31,959.0	96,990.00	48,495.00
40	830,000	810,000	855,000	58,632.0	29,316.0	67,536.0	33,768.0	102,480.00	51,240.00
41	880,000	855,000	905,000	61,773.0	30,886.5	71,154.0	35,577.0	107,970.00	53,985.00
42	930,000	905,000	955,000	64,914.0	32,457.0	74,772.0	37,386.0	113,460.00	56,730.00
43	980,000	955,000	1,005,000	68,055.0	34,027.5	78,390.0	39,195.0	118,950.00	59,475.00
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	71,196.0	35,598.0	82,008.0	41,004.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	74,337.0	37,168.5	85,626.0	42,813.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	78,525.0	39,262.5	90,450.0	45,225.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	82,713.0	41,356.5	95,274.0	47,637.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	86,901.0	43,450.5	100,098.0	50,049.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	92,136.0	46,068.0	106,128.0	53,064.0		
50	1,390,000	1,355,000		97,371.0	48,685.5	112,158.0	56,079.0		
				102,606.0	51,303.0	118,188.0	59,094.0		
				107,841.0	53,920.5	124,218.0	62,109.0		
				114,123.0	57,061.5	131,454.0	65,727.0		
				120,405.0	60,202.5	138,690.0	69,345.0		
				126,687.0	63,343.5	145,926.0	72,963.0		
				132,969.0	66,484.5	153,162.0	76,581.0		
				139,251.0	69,625.5	160,398.0	80,199.0		
				145,533.0	72,766.5	167,634.0	83,817.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.47%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

徳島
支部

協会けんぽ

加入者・事業主のみなさまへ

事業所内で回覧をお願いいたします。

令和7年3月分(4月納付分)からの

保険料率のお知らせです

徳島支部の

健康保険料率は変更となります

令和 7年 2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

令和 7年 3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

10.19% ▶ 10.47%

介護保険料率も変更となります

令和 7年 2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

令和 7年 3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.60% ▶ 1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に
全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



健康保険料率10.47%のうち、7.09%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.38%分は
後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせ
ください。★ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)



全国健康保険協会 徳島支部
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで

TEL 088-602-0250

〒770-8541 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル7F

協会けんぽ 加入者・事業主のみなさまへ

みなさまが自分らしく安心して働けるように。

協会けんぽは、 働くあなたのそばにいます。

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。

しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。

さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、

あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。

「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか？



保険料率の仕組み

実は

保険料率は、都道府県ごとに、
毎年改定されています。

保険料率は都道府県支部ごとの
医療費水準等に基づき決定しています。

1分でかんたん！ あなたの保険料額をチェック

加入支部と標準報酬月額を選ぶだけ！
あなたの保険料額がわかります。

こちらの保険料率
サイトでチェック▼



保険料率の伸びを抑えるためには、
みなさまが上手な医療のかかり方と
健康づくりに取り組むことが大切です。



ご存じですか。上手な医療のかかり方

あなたの医療のかかり方について、あてはまる項目を見直してみましょう。

自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。



休日や夜間に
病院に行くことがある。

休日や夜間の受診は、
自己負担が増加します。



同じ病気や症状の治療のために
複数の医療機関を受診する。

体にお財布にも負担が大きい
「はしご受診」。



ジェネリック医薬品を
使っていない。

医師や薬局に相談して、
ジェネリック医薬品を使いましょう。



気軽に相談できる
医師・薬剤師がいない。

かかりつけ医・薬剤師は、健康相談から
傷病による受診や通院など、健康を
サポートするたのしい存在です。

健康づくりサイクルをまわさないと「もったいない」

健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう！



詳しくはサイトを
チェック▼



みなさまの取組※に応じて、都道府県の保険料率が変わるインセンティブ制度についてはこちら▶

※ 特定健診受診・ジェネリック医薬品の使用等



協会けんぽ と SDGs

私たち協会けんぽは、健康保険事業の運営を
通してSDGsに貢献していきます

協会けんぽは持続可能性の観点から安定的・効率的な運営を行うとともに、
加入者のみなさまの健康増進に取り組んでいます。
こうした取組を通して、SDGsに貢献していきます。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



詳しくはサイトを
チェック▶



※SDGsとは国連で採択された「持続可能な開発目標」です。

事業主・ご担当者の方のみなさまへのお願い

従業員の方のみなさまにも、協会けんぽのwebサイトやこちらのリーフレットをご覧ください、
上手な医療のかかり方や健康づくりについてご理解いただくようお声がけをお願いします。
また、健診受診の積極的なお声がけをお願いいたします。

